

最近の判例から (5)

政治ビラの配布を目的に公務員宿舎に立入る行為が 邸宅侵入罪に当たるとされた事例

(最高裁 平20・4・11 判タ1289-90) 鈴木 秀剛

公務員宿舎である集合住宅の1階出入口から各室玄関前までの部分及び門塀等の囲障を設置したその敷地が刑法130条（邸宅侵入罪）の客体に当たり、各室玄関ドアの新聞受けに政治ビラを投函する目的で立入った行為を同条の罪に問うことができ、そのことは憲法21条（表現の自由）に違反しないとされた事例（最高裁 平成20年4月11日判決 上告棄却判例タイムズ1289号90頁）

1 事案の概要

「T自衛隊監視テント村」と称する団体の構成員である被告人らが、国が管理し、防衛庁（当時）の職員らが居住する防衛庁宿舎について、敷地の外周部を囲む鉄製フェンスに設けられた各出入口付近及び各棟1階の出入口付近に、関係者以外の立入り及びビラ配布等を禁止する旨の表示があるにもかかわらず、政治的意見を記載したビラを、各室玄関ドアの新聞受けに投かんする目的で、同宿舎の敷地及び建物内に立ち入った行為について、刑法130条の罪に問うことの適否を争った事例である。

1審では、住居侵入罪の構成要件には該当するものの、刑事罰に処する程の違法性があるとは認められないとして、被告人らは無罪とし、これに対し検察が控訴した。

2審では、邸宅侵入罪の構成要件に該当するとした上で、被告人らの行為が、可罰的違法性を欠くとして違法性が阻却されるとはい

えず、この罪を適用して処罰しても憲法21条（表現の自由）に違反しないとして、原判決を破棄自判し、被告人らに罰金刑を言い渡した。

これに対し、被告人らが上告したのが本件である。

2 判決の要旨

(1) 被告らの立ち入った場所が、刑法130条にいう「人の住居」「人の看守する邸宅」「人の看守する建物」のいずれに該当するか。

宿舎の各号棟の構造及び出入口の状況、その敷地と周辺土地や道路との囲障等の状況、その管理の状況等によれば、各号棟の1階出入口から各室玄関までの部分は、居住用の建物である宿舎の各号棟の建物の一部であり、宿舎管理者の管理に係るものであるから、居住用建物の一部として刑法130条にいう「人の看守する邸宅」に当たるものと解され、また、各号棟の敷地のうち建築物が建築されている部分を除く部分は、各号棟の建物に接してその周辺に存在し、かつ、管理者が外部との境界に門塀等の囲障を設置することにより、これが各号棟の建物の付属地として建物利用のために供されるものであることを明示していると認められるから、「人の看守する邸宅」の囲しよう地として、邸宅侵入罪の客体になるものというべきである。

(2) 刑法130条前段に該当するか。

同条前段にいう「侵入し」とは、他人の看

守する邸宅等に管理権者の意思に反して立ち入ることをいうものであるところ、本件宿舎は、国家公務員宿舎法等に基づき陸上自衛隊T駐屯地業務隊長等が管理し、ビラ配布等を目的に立ち入ることを禁止する旨表示していたものであるから、被告人らの立ち入りが管理者の意思に反するものであったことは、明らかである。

(3) そうすると、被告人らの本件宿舎の敷地及び各号棟の1階出入口から各室玄関前までへの立ち入りは刑法130条前段に該当するものと解すべきである。なお、本件被告人らの立ち入りの態様、程度は、管理者からその都度被害届が提出されていることなどに照らすと、法益侵害の程度が極めて軽微なものであったとはいえない。

(4) 被告人らの行為を刑法130条前段の罪に問うことが憲法21条1項に違反するか否か。

確かに、表現の自由は、民主主義社会において重要な権利として尊重されなければならないが、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といえることができる。しかしながら、憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないというべきである。

本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がその

ような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入することのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためといっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穩を侵害するものといわざるを得ない。

したがって、本件被告人らの行為をもって刑法130条前段の罪に問うことは、憲法21条1項に違反するものではない。

3 まとめ

本判決は、貸与に係る集合住宅の敷地や階段等の共用部分が刑法130条の何に当たるかについて、最高最として初めて判断を示したものである。すなわち、集合住宅は居住用の建物として「邸宅」に当たるところ、各室が貸与されると、各室は当該居住者の「住居」となるが、それ以外の共用部分は依然宿舎管理者の管理に係るものと考えられ、したがって、依然「邸宅」のままであり、その敷地も同様であるとの判断を示したものである。

また、土地も管理者が外部との境界に門扉等を設置することにより、建物の付属地として建物利用のために供されていることが明らかであるときは、建物の囲いよう地として、建物と同様の保護の対象となることは最一小判昭51・3・4判タ335号326頁と同旨である。

なお、同様の行為について分譲マンションの共用部分は「住居」に当たるとした東京高判平成19年12月11日判決、RETIO72号92頁があるが、分譲と貸与（賃貸）との差を踏まえば、両判例に齟齬はないと解される。

(調査研究部調査役)